

新
高知県産業廃棄物処理指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、事業者及び処理業者（以下「事業者等」という。）が産業廃棄物の処理を行う場合に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に定めるもののほか、産業廃棄物の適正な処理に関して必要な事項を定めることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに産業経済活動の円滑な推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)・(2) 略

(3) 処理業者 法第14条第1項若しくは第6項又は第14条の4第1項若しくは第6項の規定による許可を受けようとする者及び既に許可を受けている者をいう。

旧
高知県産業廃棄物処理指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、事業者及び産業廃棄物処理業者（以下「事業者等」という。）が産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を行う場合に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に定めるもののほか、産業廃棄物の適正な処理に関して必要な事項を定めることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに産業経済活動の円滑な推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)・(2) 略

(3) 産業廃棄物処理業者 法第14条第1項又は第6項及び第14条の4第1項又は第6項の規定による許可を受けようとする者及び既に許可を受けている者（以下「処理業者」という。）をいう。

(4) 産業廃棄物の処理 産業廃棄物の収集・運搬、中間処理及び最終処分をいう。

(5) 中間処理 産業廃棄物を減量化、安定化又は無害化させるために、産業廃棄物を焼却、破碎又は中和させるなどの処理をいう。

(4) 中間処理施設 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第7条第1号から第13号の2までに掲げる施設及び処理業者が業の用に供するために設置（既存施設の転用を含む。以下同じ。）する政令第7条第1号から第13号の2までに定める規模に満たない施設（以下「小規模中間処理業施設」という。）をいう。

(5)～(7) 略

（事業者等の責務）

第3条

事業者等は、中間処理施設及び最終処分場の設置等に関する事前協議書の策定に当たっては、事前に関係市町村への説明を行うとともに、他法令等の規制がある場合はその解除等の手続を取るものとする。

2 県、市町村等が実施する公共事業に係る発注者は、仕様書にマニフェストシステムによる産業廃棄物の処理を明記するものとする。

第4条 略

（立地基準）

第5条 事業者等は、次の各号に掲げる地（区）域には、原則として最終処分場を設置してはならないものとする。

(1)～(6) 略

(6) 中間処理施設 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第7条第1号から第13号の2までに掲げる施設及び処理業者が業の用に供するために設置する政令第7条第1号から第13号の2までに定める規模に満たない施設をいう。

(7)～(9) 略

（事業者等の責務）

第3条 事業者等は、産業廃棄物の処理に起因する公害及び災害の発生を防止し、地域住民の生命及び財産に被害を与えないようにしなければならない。

2 事業者等は、中間処理施設及び最終処分場の設置等に関する事前協議書の策定に当たっては、事前に関係市町村及び地域住民への説明を行うとともに、他法令等の規制がある場合はその解除等の手続きをとらなければならない。

3 事業者等は、産業廃棄物の処理を行う場合は、マニフェストシステムによる適正な処理を図らなければならない。

4 県、市町村等が実施する公共事業に係る発注者は、仕様書にマニフェストシステムによる産業廃棄物の処理を明記しなければならない。

第4条 略

（立地基準）

第5条 事業者等は、次の各号に掲げる地（区）域には、原則として最終処分場を設置してはならない。

(1)～(6) 略

(地域住民等の同意)

第6条 事業者等は、中間処理施設又は最終処分場を設置する場合は、次の各号に掲げる者に対し、事業内容の説明を行うとともに、同意を得るものとする。

(1) 設置しようとする中間処理施設又は最終処分場の敷地となる筆(次号において「事業用地」という。)に隣接する土地の所有者及び使用権限を有する者

(2) 事業用地の境界から300メートル以内(最終処分場にあつては500メートル以内)に居住する各戸の代表者の2／3以上の者又はその地域の代表者

(3) 略

(事前協議)

第7条 事業者等は、中間処理施設及び最終処分場を設置し、又はその位置、構造若しくは規模の変更を行う場合は、事前に、事前協議書(第1号様式)を知事に提出し、協議するものとする。

2 前項の協議内容に変更があった場合は、新たに事前協議書を作成し、知事に提出するものとする。

第8条～第12条 略

(県外産業廃棄物処理(受託)協議)

第13条 高知県の区域外の事業場で発生した産業廃棄物(以下「県外産業廃棄物」という。)を高知県の区域内(高知市の区域を除く。)において処理(積卸しを伴わない運搬を除く。)しようとする者は、あらかじめ、県外産業廃棄物処理(受託)協議書(第8号様式)を知事に提出し、その承認を受けるものとする。

(地域住民等の同意)

第6条 事業者等は、中間処理施設又は最終処分場を設置する場合は、次の各号に掲げる者の同意を得なければならない。

(1) 隣接地の土地所有者及び土地の使用権限を有する者

(2) 設置しようとする中間処理施設の敷地境界から300メートル以内、最終処分場にあつては500メートル以内に居住する地域住民の世帯主の2／3以上の者又は当該地域の代表者

(3) 略

(事前協議)

第7条 事業者等は、中間処理施設及び最終処分場を設置し、又はその位置、構造若しくは規模の変更を行う場合は、事前に、事前協議書(第1号様式)を知事に提出し、協議しなければならない。

2 前項の協議内容に変更があった場合は、新たに事前協議書を作成し、知事に提出しなければならない。

第8条～第12条 略

(県外産業廃棄物処理(受託)協議)

第13条 高知県の区域外の事業場で発生した産業廃棄物(以下「県外産業廃棄物」という。)は、高知県の区域内(高知市の区域を除く。)においてはこれを処理(積卸しを伴わない運搬を除く。)することができない。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。

- (1) 法第15条の4の2に規定する再生利用に係る認定及び法第15条の4の3に規定する広域的処理に係る認定を環境大臣から受けた事業者等が、認定された産業廃棄物を処理する場合
- (2) 事業者等が、県外産業廃棄物処理（受託）協議書（第8号様式）を知事に提出し、知事の承認を得た場合

2 国の認定、指定、許可等を受けて県外産業廃棄物を処理するときは、前項の承認を受けたものとみなす。

3 第1項の協議書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、協議を行おうとする者が政令第6条の9第2号、政令第6条の11第2号、政令第6条の13第2号又は政令第6条の14第2号に規定する者である場合については、第1号の書類を省略することができるものとする。

2 前項の協議書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 産業廃棄物処理委託予定書（第8号様式別添1）
- (2) 処理業者の許可証の写し
- (3) 産業廃棄物の発生を明らかにした製造工程表又は書面
- (4) 廃棄物データシート（第8号様式別添2）（以下「WDS」という。廃棄物情報の提供に関するガイドラインーWDSガイドラインー（第2版、平成25年6月環境省策定）により、排出事業者から処理業者に提供するように示されたもの）又はWDSと同等の情報を記載した書類）
- (5) 産業廃棄物成分表（第8号様式別添3）（第四号の廃棄物データシートの「5 特定有害廃棄物」において○又は数値の記入がある場合は、政令第2条の4第5号に規定する特定有害産業廃棄物に該当しないことを証明するため添付すること）
- (6) 産業廃棄物及びその搬入荷姿のカラー写真

(1) 産業廃棄物成分表（第8号様式別添1）（処理する廃棄物に政令第2条の4第5号に規定する物質を含む場合は、同号に規定する特定有害産業廃棄物に該当しないことを証明するために添付すること。）

(2) 事業者の誓約書（第8号様式別添2）

4 第1項の知事の承認期間は、5年を限度とする。

（県外産業廃棄物の搬入に係る指導及び勧告並びに協議の取消し）

第14条 知事は、前条第1項の規定に基づく協議があった場合には、審査後その結果を当該協議を行った者（以下「協議者」という。）に通知するものとする。（第9号様式）

2 知事は、この要綱の目的を達成するうえで支障があると認められる場合には、協議者に対し、県外産業廃棄物の搬入量、搬入期間、種類その他の事項についての変更又は県外産業廃棄物の搬入の禁止の勧告を行うものとする。（第10号様式）

3 協議者は、前項の変更の勧告を受けた場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに、その結果を知事に報告するものとする。（第11号様式）

4 知事は、前項の報告において、勧告事項が改善されていないと認める場合は、計画の廃止の勧告を行うとともに、県外産業廃棄物処理（受託）協議書を協議者に返却するものとする。

5 知事は、県外産業廃棄物処理（受託）協議の承認後に承認内容に違反する事由を確認した場合は、承認を取り消し、その旨を公表することができる。

（実績報告書の提出）

第15条 第13条第1項又は第2項の規定により知事の承認を受けて県外産業廃棄物の処理を行った者は、その年度における県外産業廃棄物の処分又は保管の状況を記載した県外産業廃棄物受託実績報告書（第12号様式）を作成し、翌年度の6月30日までに知事に

(7) 誓約書（第8号様式別添4）

3 第1項の知事の承認期間は、5年を限度とする。

（県外産業廃棄物の搬入に係る指導及び勧告並びに協議の取消し）

第14条 知事は、前条第1項の規定に基づく協議があった場合には、審査後その結果を当該事業者等に通知するものとする。（第9号様式）

2 知事は、この要綱の目的を達成するうえで支障があると認められる場合には、当該事業者等に対し県外産業廃棄物の搬入量、搬入期間、種類及びその他の事項についての変更若しくは県外産業廃棄物の搬入の禁止の勧告を行うものとする。（第10号様式）

3 事業者等は、前項の変更の勧告を受けた場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに、その結果を知事に報告するものとする。（第11号様式）

4 知事は、前項の報告において、勧告事項が改善されていないと認める場合は、当該計画の廃止の勧告を行うとともに、県外産業廃棄物処理（受託）協議書を事業者等に返却するものとする。

5 知事は、県外産業廃棄物処理（受託）協議の承認後に承認内容に違反する事由を確認した場合は、承認を取り消し、その旨を公表することができる。

（実績報告書の提出）

第14条の2 事業者等は、その年度における当該県外産業廃棄物の処分又は保管の状況を記載した県外産業廃棄物受託実績報告書（第12号様式）を作成し、知事に提出しなければならない。

提出するものとする。ただし、その他の方法により実績を報告した場合については、この限りでない。

(県外産業廃棄物処理(受託)協議内容の変更等)

第16条 協議者は、第13条第1項に基づく協議内容に変更があった場合は、県外産業廃棄物処理(受託)変更協議書(第13号様式)を作成し、知事に提出するものとする。

2 前項の協議書には、第13条第3項に規定する書類を添付しなければならない。ただし、同項第1号に規定する書類については、前回の協議と変更がない場合は省略できるものとする。

3 第1項の知事の承認期間は、変更協議前の承認期日までを限度とする。

4 前3項の規定にかかわらず、協議者は、県外産業廃棄物処理(受託)の廃止及び次に掲げる軽微な変更については、県外産業廃棄物処理(受託)の軽微変更・廃止届出書(第14号様式)を作成し、知事に提出することとする。

(1) 協議者の氏名又は名称及び住所又は住居表示

(2) 収集運搬業者の追加及び減少

(3) 排出事業者の事業場の名称及び住所又は住居表示

(4) 年度処理(受託)上限数量の減少

2 前項の実績報告書には、法第14条第17項又は第14条の4第18項に規定する帳簿の写しを添付しなければならない。

3 知事への提出期限は、翌年度の6月30日とする。

(県外産業廃棄物処理(受託)協議内容の変更等)

第15条 事業者等は、第13条第1項に基づく協議内容に変更があった場合は、県外産業廃棄物処理(受託)変更協議書(第13号様式)を作成し、知事に提出しなければならない。

2 前項の協議書には、第13条第2項に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、同項第1号から第6号については、前回の協議と変更がない場合は省略できることとする。

3 第1項の知事の承認期間は、変更協議前の承認期日までを限度とする。

4 前3項の規定にかかわらず、事業者等は、県外産業廃棄物処理(受託)の廃止及び次に掲げる軽微な変更については、県外産業廃棄物処理(受託)の軽微変更・廃止届出書(第14号様式)を作成し、知事に提出することとする。

(1) 事業者等の氏名又は名称及び住所又は住居表示 (産業廃棄物処理業者に係る変更にあつては、産業廃棄物処理業許可証の写しを添付すること)

(2) 収集運搬業者の追加及び減少 (追加の場合は、産業廃棄物収集運搬業許可証の写しを添付すること)

(3) 排出事業者の事業場の名称及び住所又は住居表示

(4) 年度処理(受託)上限数量の減少

第17条 略

(申請書等の告示及び縦覧)

第18条 法第15条第4項前段に規定する告示の方式は、高知県告示公告式(昭和25年8月高知県告示第375号)による。

2 法第15条第4項後段に規定する縦覧の場所は、環境対策課及び産業廃棄物処理施設の設置予定場所を管轄する福祉保健所において行うものとする。

第19条 略

(工事完了検査等)

第20条 事業者等は、小規模中間処理業施設について、設置工事等が完了したときは、工事完了報告書(第15号様式)を知事に提出するものとする。

2・3 略

(許可申請の時期)

第21条 小規模中間処理業施設については、法第14条第6項、第14条の2第1項、第14条の4第6項又は第14条の5第1項に規定する許可申請は、前条第3項の工事完了の検査済証の交付を受けた後に行うものとする。

(事故の措置)

(分析試験結果の報告)

第16条 県外産業廃棄物を再(生)利用以外の目的のために処理する事業者等は、当該廃棄物の分析試験を年2回以上行い、その試験結果の報告書を知事に提出するものとする。

第17条 略

(申請書等の告示及び縦覧)

第18条 法第15条第4項前段に規定する告示は、高知県公報への登載またはそれと同等の効果を有する方法により行うものとする。

2 法第15条第4項後段に規定する縦覧は、告示の日から1月間とし、縦覧場所は次に定める場所において行うものとする。

(1) 環境対策課

(2) 設置予定場所を管轄する福祉保健所

第19条 略

(工事完了検査等)

第20条 事業者等は、政令第7条第1号から第13号の2までに定める規模に満たない施設について、設置工事等が完了したときは、工事完了報告書(第15号様式)を知事に提出するものとする。

2・3 略

(許可申請の時期)

第21条 政令第7条の規模に満たない施設については、法第14条第6項、第14条の2第1項、第14条の4第6項又は第14条の5第1項に規定する許可申請は、前条第3項の工事完了の検査済証の交付を受けた後に行うものとする。

(事故の措置)

第22条 略

- 2 事業者等は、前項に規定する場合において、知事が事故の拡大又は再発防止のために必要な措置を講ずべき旨を指示したときは、これに従うものとする。

(廃止又は休止)

第23条 事業者等は、小規模中間処理業施設の一部若しくは全部を廃止し、又は休止したときは、30日以内に小規模中間処理業施設廃止（休止）届出書（第16号様式）を知事に提出するものとする。ただし、法に基づく申請又は届出をした場合は、この限りでない。

第24条～第27条 略

附 則

(中略)

附 則

この要綱は、令和8年10月1日から施行する。

第22条 略

- 2 事業者等は、前項に規定する場合において、知事が事故の拡大又は再発防止のために必要な措置を講ずべき旨を指示したときは、これに従わなければならない。

(廃止又は休止)

第23条 事業者等は、政令第7条に掲げる産業廃棄物処理施設に該当しない産業廃棄物の処理施設の一部若しくは全部を廃止し、又は休止したときは、30日以内に産業廃棄物の処理施設廃止（休止）届出書（第16号様式）を知事に提出しなければならない。

第24条～第27条 略

附 則

(中略)

※様式の改正については、下記のとおり

第3号様式（第9条関係）

※様式中「第7条第1項」を「第7条第1項（第2項）」に改める。

第8号様式（第13条関係）

※全部改正を行う。

※内容を新第8号様式に移し、削除

※国の書式を用いることとし、要綱様式としては削除

第8号様式別添1（第13条関係）

※様式中「別添3」を「別添1」に改める。

第8号様式別添2（第13条関係）

※様式中「別添4」を「別添2」に改め、分析試験に係る文言を削除

第11号様式（第15条関係）

※様式中「事業者等」を「協議者（処理を行う事業者等）」に改める。

第12号様式（第15条関係）

※様式中「第14条の2関係」を「第15条関係」に改め、「事業者等」を
「協議者（処理を行う事業者等）」に改める。

第13号様式（第16条関係）

※全部改正を行う。

第14号様式（第16条関係）

※様式中「第15条関係」を「第16条関係」に、「事業者等」を「協議者
（処理を行う事業者等）」に、「第15条第4項」を「第16条第4項」に
改める。

第16号様式（第23条関係）

※様式中「産業廃棄物の処理施設」を「小規模中間処理業施設」に改め
る。

第3号様式（第9条関係）

第8号様式（第13条関係）

第8号様式別添1（第13条関係）

第8号様式別添2（第13条関係）

第8号様式別添3（第13条関係）

第8号様式別添4（第13条関係）

第11号様式（第15条関係）

第12号様式（第14条の2関係）

第13号様式（第15条関係）

第14号様式（第15条関係）

第16号様式（第23条関係）

